

河川の維持管理に伴い発生する 伐採木の有効活用について

民辻 慎太郎¹・七里 豊伸²

¹北川水源地域振興事務所

²高島土木事務所 河川砂防課

河川の維持管理に伴い発生する伐採木はこれまでそのほとんどを一般廃棄物として処分しているが、その処分費用は工事費に占める割合が非常に大きい。コスト削減・資源の有効活用のためには伐採木を広く一般住民に無償提供することが有効であることから安曇川の上流部において試行した。その試行結果をもとに、無償提供における課題と今後の展望についてとりまとめたので報告する。

キーワード 安曇川, 維持管理, 伐木, 一般配付

1. 経緯

昨今の異常気象に伴うゲリラ豪雨や、河川の氾濫等への住民の関心が高まる中、北川ダム建設に関するダム検証においても、関係者から現況河道の適正な維持管理について、強く要望を受けたところである。安曇川上流部の旧朽木村付近においては高頻度で冠水する田畑があることや、侵食が進む自然河岸も多いことから、みお筋を振り替える旨の要望等、河道内の水の流れに対する意見も多い。このような意見を受け、平成24年度に安曇川の朽木柏地先において河道内伐木を実施した。

今回、その際に発生した伐採木を、広く一般の方々は無償で提供する試みを実施したので、その結果をもとに今後の課題と展望について報告する。



写真－1 処分状況

2. 伐採木処分の現状

本県では、治水上支障のある河道内樹木については緊急性の高いところから順次計画的に伐採するなど、維持管理の強化に取り組んでいる。

この維持管理に伴い発生する伐採木は、一部の地域において木材加工業者における売却事例があるものの、そのほとんどは一般廃棄物として処分しているのが実態である。(写真－1参照)

国や他府県においては、堤防の刈草や伐採木の無償提供だけでなく、さらに一步進んだ公募による樹木伐採まで実施している事例がある。では、なぜ本県において今まで伐採木の無償提供という取り組みがなされなかったのか。その原因は次のとおりと考えた。

(1) 需要があるのか

伐採木の利用方法として薪ストーブへの利用が思い浮かぶが、果たして取りに来てもらえるだけの需要が本当にあるのかという懸念。

(2) 真のコスト削減になるのか

伐採した樹木を持って帰ってもらうには、軽トラックなどに積み込める寸法とする必要があるがその手間まで含めると真のコスト削減になるのかという懸念。

(3) 一般廃棄物処分の方が容易

小割に要する業者への負担、チラシ作成、住民への広

報など事務的な負担を考えるとなかなか踏み込めず、一般廃棄物処分とした方が楽という考え。

このようなことが今まで取り組みがなされなかった原因だと考えたが、正直なところ担当者の事務負担が大きいたことが一番であろう。しかしながら、NPO法人等からの提案もあり思い切って実施することとした。

3. 実施した具体策と留意した事項

(1) 実施箇所

安曇川（高島市朽木市場～柏）の中州に繁茂していた樹木群（写真－2 参照）



写真－2 実施箇所

(2) 実施手法

NPO法人「結びめ」、高島土木事務所、北川水源地域振興事務所、工事受注者の協働

(3) 広報手法

- ・沿川地域へのチラシ回覧（図－1 参照）
- ・県(高島土木事務所・北川水源地域振興事務所)HPへの掲載
- ・NPO法人のブログで紹介
- ・グリーンパーク思い出の森等集客施設へのチラシ配布

表

申込制・先着順

河川管理で発生した木を無料配布します

沿川地域では、洪水時の浸下阻害など河川管理に支障となる竹木等について、順次伐採を実施しているところですが、これまで伐採した竹木等は廃棄物として処分しておりましたが、有価物資源利用、コスト削減などを推進する観点から、できる限り広く多くの皆様へ、伐採竹木を無料で配布し、活用していただく取り組みを試行的に実施します。

※本紙裏面に、配布・お申込みにあたっての注意事項を記入してあります。お申込みの際は必ずご確認ください。

配布物	木（樹種の指定はできません。今回、竹はありません。）
規格	長さ 1.0～1.5m 程度 太さ 10～30cm 程度 (長さ、太さなど規格の指定はできません。枝葉は取り除いています。)
申込方法	・沿川の申込書に必要事項を記載の上、下記連絡先へ郵送・FAX・Eメールにてお申込み下さい。 ・Eメールでお申込みの場合は、配布物の氏名宛は手書きの署名が必要ですが、プリントアウト後、署名し、印刷化するなどしてメールに添付してご下さい。 ・配布が決定した方には土木事務所から連絡します。

日時 平成25年
5月9日(木)
AM 9:00-11:00
PM 14:00-16:00

場所 高島市朽木柏
(裏面地図参照)

申込み問合せ連絡先

高島土木事務所 河川・ダム管理担当
〒520-1621 高島市朽木町 1758
TEL 0740-22-6055
FAX 0740-22-3318
Mail ha37400@pref.shiga.lg.jp

北川水源地域振興事務所

〒520-1481 高島市朽木市場 697
TEL 0740-38-3145
FAX 0740-38-3147
Mail ha42@pref.shiga.lg.jp

配布場所地図

図－1 案内チラシ

(4) 留意した事項

a) 廃掃法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）との関係

維持管理により発生した伐採木は、廃掃法上は一般廃棄物に分類されるが、これを木材加工業者等に売却するとその時点で対価が発生し、伐採木は有価物となり廃棄物でなくなる。本県の一部の地域で実施されている木材加工業者等への売却はこの理論によっているが、無償提供を廃掃法に抵触しないようにするには、なんらかの対価が発生することが必要となる。

そのため、伐採木を「現地まで取りに来てもらう」とし、その労力をもって「対価が発生」とみなすと整理した。また、国や他府県の無償提供事例を調査し、チラシ等における配布条件として次の事項を明記するとともに、誓約書としてサイン等をいただいた。

- 必ず自家消費（利用）される方（本人）が来場してください。
- 営利目的の方には配布できません。
- 配布した竹木を他の方へ譲渡（有償・無償に関わらず）することは禁止します。

2

b) NPOとの連携

今回提案・協力いただいた NPO法人「結びめ」は、高島市内への移住者を募り、過疎地域の活性化を目的とした活動をされている。今回、「薪ストーブに使用する薪の入手が困難」との移住者からの声を吸い上げ、当所に提案があったことが連携したきっかけである。

今後、伐木材配付に係る職員の負担が増えないようにすることも重要な課題であると考え、NPOとの協働も視野に入れ、チラシの作成や広報、配付会前日の会場設営、当日の現地案内等について協力をいただいた。

c) 工事受注者への配慮

今回の試みで、受注者側に新たに発生した作業としては、①伐採木の幹部分を個人が持ち帰れる寸法（1.5m以内）に小切る、②軽トラック1台分ずつに小分けすることの2点である。（写真-3参照）



写真-3 小分け状況

配付用として軽トラック20台分を準備するために、作業員3人がチェーンソー2台、軽トラック1台を使用し丸1日を要したが、費用の設計計上はせず、創意工夫・社会性等に関する実施項目として申し出があり、評価点に反映することとした。

4. 実施結果

(1) 応募状況

a) 応募者数

朽木在住 11名、朽木以外の高島市 5名、高島市外（大津市）3名、計19名

b) 応募者の使用目的

暖炉、薪ストーブ等暖房 13名、風呂、炊事等 6名

c) 応募時のアンケート結果

- 1) どこで知ったか：チラシ回覧（8名）、友人からの連絡（7名）、インターネット・ブログ（4名）
〈注意：提供できる木の量が限られていたため、近隣区・施設→市防災無線→ブログ掲載、と募集にタイムラグを設け、これまで河道内樹木による水害リスクの高かった地元地域の方々から優先に情報発信した。〉
- 2) 今後も申し込みたいか
はい（19名全員）
- 3) 希望、意見等
 - ・定期的に配布いただけるとありがたい
 - ・受け取り期間をもう少し長くしてほしい
 - ・少量でも知らせてほしい
 - ・このような機会を多くしてほしい

(2) 実施結果

仕事の都合などによるキャンセルはあったものの16名の方が取りに来られた。（写真-4参照）

みなさん非常に喜んでおられ、今後も実施してほしいという声が大きかった。

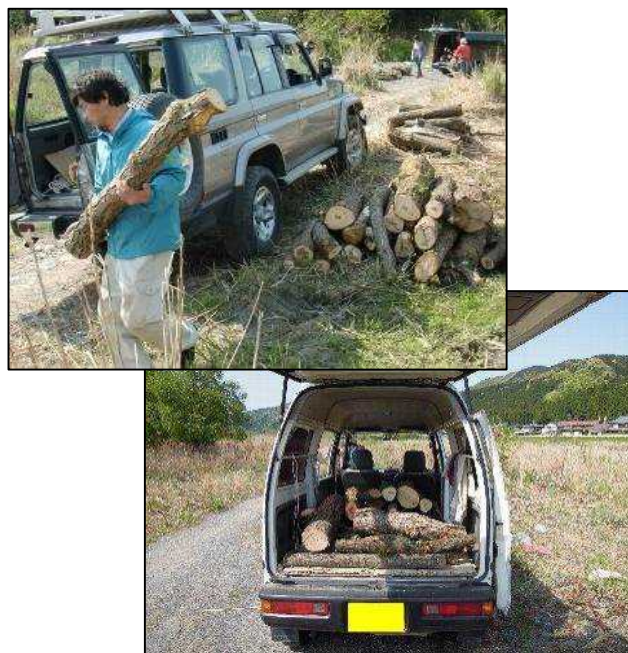


写真-4 積み込み状況

5. 無償提供結果の検証

(1) コスト縮減結果

伐木材を配付することにより縮減できたコストとしては、幹部分の処分費・処理施設までの運搬費が対象になるが、今回の試行では直接工事費で約14万円程度であった。

(2) 応募者の声

参加者全員から好評をいただいた。前述のアンケート結果の他、配付会当日の現地においても「是非次回もお願いしたい」、「残った伐木材があればもっといただけないか」等、コスト縮減額以上の手応えを感じた。

(3) 工事受注者の声

「来られた方々ほぼ全てがこれほどまでに喜ばれることは想定していなかった。小切り等の作業に要した費用は、この程度なら今後も機会があれば同様に協力させていただく。」と好感触であったが、逆に「費用を計上していただいても出来形管理が困難」という本音も聞くことができた。

6. 今後の課題と展望

a) 諸法令（知識の習得）

特に廃掃法については一定の知識が必要であり、これは伐木配付に限らず必要なスキルと思われるため、習得する必要がある。

b) 広報の手法

チラシは市役所から各自治会へ配付してもらおう（広報と同時、または広報に掲載）、ホームページは県庁流域政策局が専用ページを開始してくれたため、一定の道筋はできたと思われる。NPO等第三者ホームページへのリンクは課題もあろうが、第三者ブログに記事・情報として伐木配付の案内が掲載されるのは問題ないと考えている。いずれにしても、あまり手を掛けずに簡潔なものとしていく必要がある。

c) 申請書の受付について

事前受付（書類の不備への指導等）…申請書の記入ミス等は、今後データを蓄積・分析することで案内文や申請書様式を改善していく必要がある。また応募者は常連化することが想定されるため、応募者の学習能力も期待できる。

d) 個人情報の取扱い

個人情報（申込書、誓約書）の取扱い…必要以上にデータを作らない、電子データにはパスワードを設定、データ・PCは持ち出さない等、通常業務と大差はなく、特別に負担が増大するといったものではないが、取扱いには十分注意する必要がある。

e) 周辺施設・住民への説明

工事車両のみならず、伐採木の受取に一般車両も進入することになるので、工事着手時の説明の際に、伐木配付についても（ついでに）説明しておく必要がある。

f) 当日の作業

当日の作業（受付、案内、トラブルの対処等）…工事仕様の一部として受注者に依頼できるとよいが、歩掛の作成の他、関係諸法令についてもクリアにする必要がある。伐採木が受領者の手に渡るまでは木の所有権は県にあるため、県職員の立会は必要であると思われる。

g) プレス対応

初めのうちは負担もあろうかと思うが、伐木配付が普及すれば、プレスも興味を持たなくなり、負担も無くなるはず。

h) コスト縮減額の取りまとめ

担当としては、（少なくとも私は）最も億劫と感じる作業である。削減額算出のため、サンプルとして一旦処理上に持ち込んで看貫計量するのか、体積換算するのか等々課題も多い。今回は小切りした木を、一塊が約350kg（軽トラックの最大積載量）となるよう小分けした前提で、配付実績（人）に乗じて一般廃棄物の処分費縮減量を算出した。運搬費については、処分場までの距離からダンプトラック運転時間を算出し、縮減額を算出した。今後は、持ち出された車両台数×350kgで換算するなど、簡素化するべきと考える。

7. おわりに

今回の試行について、着手前は担当としては「正直、面倒くさいなあ」という思いは確かにあったが、関係者から感謝の気持ちを言われることの少ないこの御時世（職種？）に、これほど喜ばれ、感謝されたことは意外であった。

薪ストーブの良さが理解できた訳でもなく、大したコスト縮減が達成できた訳でもないが、伐採木の無償提供を行った後の満足感は過分に味わうことができた。

高島市の中でも特に朽木地域は別荘も多く、薪ストーブユーザーも多いと推察するが、応募者の中には「琵琶湖の反対側でも頂けるなら頂きに行きたい」と言われた方も少なくない。

今後、伐木材の無償提供が常識化することを望むとともに、工事関係者の負担が少なく容易に実施ができるよう、制度や手続きの簡素化、合理化を提案しつつ試行を継続し、コスト縮減ならびに資源の有効活用を図る制度の浸透につなげていきたいと考えている。